

栗山町出産・子育て応援給付金事業のご案内

栗山町では、すべての妊婦と子育て中の家庭が安心して出産子育てができるよう、ひとり一人に寄り添いながら伴走型相談支援を行うとともに、経済的支援として妊娠届出後に妊婦1人あたり5万円、出産後に子ども1人あたり5万円の給付金の支給を、令和5年3月3日から開始しました。

伴走型相談支援の流れ

妊娠～子育て中も随時情報発信・相談対応



給付金対象者

栗山町に住民票がある方で、
出産応援給付金
子育て応援給付金

令和5年3月3日以降に妊娠届出をした方
令和5年3月3日以降に出生した子どもを養育する方

※妊娠届出後、流産・死産した方も支給対象となります。

※他市町村で同給付金による給付(クーポン等を含む)を受けていない方が支給対象です。
転出や転入をされた方は、相手先の市町村に情報確認をさせていただく場合があります。

※遡及対象者

- ①令和4年4月1日～令和5年3月2日までに出産された方へは、出産応援給付金と子育て応援給付金を一括で支給します。
- ②令和4年4月1日以降に妊娠届出をされた方へは、出産応援給付金を支給します。
また、出産後の赤ちゃん訪問にて、子育て応援給付金の申請手続きを行います。

支給額

出産応援給付金

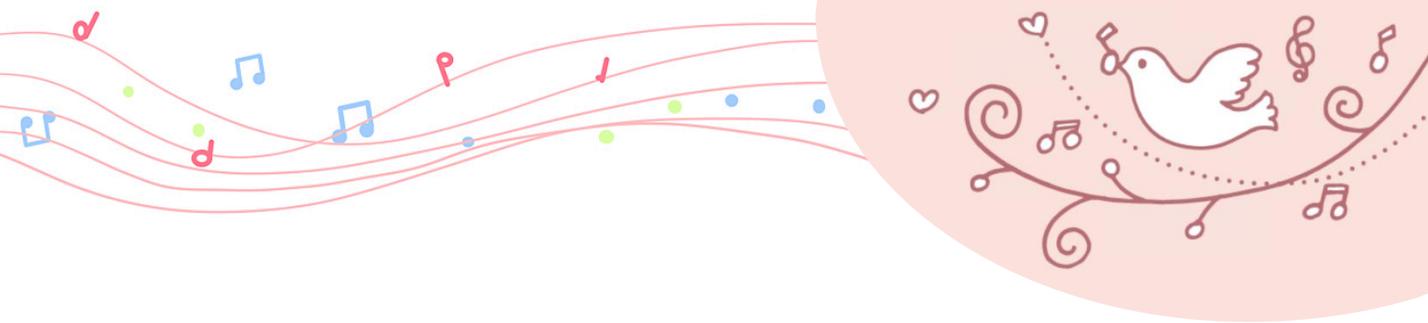
妊婦1人あたり 5万円

子育て応援給付金

子ども1人あたり 5万円

※いずれの給付金も所得制限はありません





申請方法

出産応援給付金

妊娠届出時に、保健師等が出産や子育てについてのアンケートと面談を行います。面談後に給付金の申請手続きを行います。

子育て応援給付金

出産後、保健師や保育士等による赤ちゃん訪問（産後1～2ヶ月頃）を実施し、お母さんの体調確認や子育ての相談、お子さんの体重測定と成長の確認を行います。訪問中にアンケートと申請手続きをします。

申請時に必要なもの

①本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

②振込口座が確認できる書類（通帳またはキャッシュカード）

支給時期

申請後、1～2ヶ月程度で指定口座へお振込みします。

よくある質問

Q1. 妊娠届出や出産後、転入・転出する場合は受け取れますか？

令和4年4月1日以降に出産した方、または令和4年4月1日～令和5年3月2日までに妊娠届出を終え、申請日時点で栗山町に住民票がある方は、栗山町から給付金が受け取れます。令和5年3月3日以降、妊娠届出時や出産後の面談を実施した後に転出した場合は、希望に応じて転入・転出先の市町村のいずれかに申請することができます。

Q2. 振込先の銀行口座は、妊婦または母親の名義に限られますか？

出産応援給付金は妊婦名義になります。子育て応援給付金は養育者の名義となりますが、出産した母親が養育者に含まれている場合は、母親名義になります。

Q3. 妊娠届出後に流産や死産になった場合、受け取れますか？

流産、人工妊娠中絶、死産の場合は、出産応援給付金の支給対象となります。また、出産後に赤ちゃんが亡くなってしまった場合は、子育て応援給付金の給付対象となります。その場合は面談の必要はありません。

お問い合わせ

〒069-1512 夕張郡栗山町松風3丁目252番地
栗山町住民保健課健康推進グループ 役場1階③窓口

電話 0123-73-2256 8:30～17:15 ※休日祝日を除く

